

平成26年（く）第24号 即時抗告申立事件  
申立人 守大助

2016（平成28）年1月18日

## 事実取調請求書

申立人代理人

弁護士	阿部泰雄
弁護士	小関真
弁護士	佐藤正明
弁護士	阿部潔
弁護士	野呂圭
弁護士	庄司捷彦
弁護士	堀井実千生 外

仙台高等裁判所 第1刑事部 御中

頭書事件に関し下記のとおり事実の取調を請求する。

### 第1 事実取調べの目的

本件事実取調請求は、下記の目的で請求するものである。

- 1 筋弛緩剤マスキュラックスの成分であるベクロニウムを質量分析することにより $m/z$  258イオンが検出されるか否か。
- 2 ベクロニウムの定性分析及び定量分析について、 $m/z$  258をプリカーサーイオンとする分析の当否。
- 3 確定判決の第2事件（A子事件）について、A子の全ての症状及び症状経過および全ての検査データを前提として、医学的診断を加えるならば、筋弛緩剤マスキュラックス中毒とする診断が成立するか否か。
- 4 前項と同様の前提に立った場合、A子につきミトコンドリア病メラスとする鑑別診断がなし得るか否か。

## 第2 証人尋問

### 1 氏名 土橋 均

証人の地位 捜査段階で標品のベクロニウムと血液等の鑑定資料を質量分析してその分析結果を対比する手法の鑑定を行ない、標品と鑑定資料の双方から $m/z$  258のイオンを検出したことを前提に各鑑定資料中からベクロニウム未変化体を検出したとしており、また、再審請求審原審に「志田意見書に対する見解」を提出した、大阪府警の元技術吏員

現在 大阪医科大学 予防・社会医学講座 法医学教室 准教授

### 2 氏名 志田 保夫

証人の地位 元東京薬科大学中央分析センター教授であり、本件の新証拠「ベクロニウムの質量分析に基づく鑑定意見書」の作成者  
(住所 省略)

### 3 氏名 池田 正行

証人の地位 当時長崎大学大学院教授であり、新証拠「A子の症状がベクロニウム中毒ではなくミトコンドリア病MELASであるとする意見書」の作成者

(住所 省略)

## 第3 事実取調べを求める理由と必要性

### 1 証人土橋均について

いうまでもなく確定判決の事件性認定の直接証拠となった鑑定書の作成者であり、確定1 審で証言している。また、確定2 審、3 審における検察官主張について当然相談にあずかっている立場にあり、さらには再審請求審1 審で提出された検察官意見書(1)の添付の別添資料9 「志田保夫前教授の意見書に対する見解」を提出した。

確定判決は、ベクロニウムを質量分析した場合に $m/z$  258のイオンが検出されるとする土橋鑑定の信用性を認めて事件性を認定する直接証拠とした。

しかし、土橋鑑定にはベクロニウムを質量分析すると  $m/z$  258イオンが検出されることを示す実証データが添付されていない点、そもそもベクロニウムの質量分析により $m/z$  258イオンが検出

されることを裏付ける実験データ、論文等の文献の提出もないことから、再現性、追試性、客観性、科学性に疑問があった。

加えて、新証拠「志田実験鑑定書」にはベクロニウム質量分析で  $m/z$  258 イオンが検出されないという実験結果が示されている。

よって、再審請求審において、上記大前提である事実、すなわち マスキュラックスの成分であるベクロニウムを質量分析した場合に  $m/z$  258 イオンが検出されるか否か、 $m/z$  258 をプリカーサーイオンとして実施した土橋均のベクロニウムの分析方法として正当であったかどうかを確認する必要がある。

以上の証人の位置付けを前提に、取調項目の概要は別紙のとおり

## 2 証人志田保夫について

新証拠のベクロニウムの標品を質量分析した経過と結果について説明を受けること、また、土橋鑑定の正確性、原審の「土橋見解」に対する当人の意見について説明を受ける必要がある。

## 3 証人池田正行について

確定判決では、A子はマスキュラックス中毒とはいえないとする日本医科大学麻酔科主任教授川龍証言が斥けられる一方、東北大学教授橋本保彦証言が採用されて、A子の症状及び症状経過がマスキュラックス中毒で説明できるし矛盾はないと認定された。

しかし、同判決は小川龍の指摘した「症状はマスキュラックスの薬効に矛盾する」との証言を斥ける理由が示されていなかった。

今回弁護人が提出した新証拠「池田正行意見書」は、神経内科学的視点からみても、A子の症状経過はマスキュラックスの薬効に矛盾するとされている。

また、確定判決の判断ではA子の点滴前の主訴の腹痛と嘔吐が棚上げされ、さらに高乳酸血症、肥大型心筋症、難聴等のカルテ記載の症状や検査データが完全に看過されてマスキュラックス中毒の診断がなされたことも判明している。この点について「池田正行意見書」は、全ての症状と検査データを取り込んだ医学的鑑別診断を加えると、ミトコンドリア病メラスと診断されるとしている。

よって、再審請求即時抗告審では筋弛緩剤マスキュラックス中毒との鑑別診断が出てくるか否か。全ての症状と検査データを前提とすると、いかなる診断となるか、事実の取調べが求められている。

## 尋 問 事 項

- ① 土橋鑑定の前に、ベクロニウムのスキャン分析を行なって、ベクロニウムから  $m/z$  258 が検出されることを当然確認しているとしているところ、その実験データについて
- ② 本件鑑定時にスキャン分析を行なう必要がないとする理由
- ③ ベクロニウム未変化体とその変化体（分解物）の分子量。
- ④ 分子量関連イオンとフラグメントイオンの関係について
- ⑤ プリカーサイオンとして選択するイオンについて、目的成分に由来するイオンであればよいとしている理由
- ⑥ 装置や分析条件が異なれば観察されるイオンが異なる場合があっても何ら不思議でないとしている点について
- ⑦ 志田意見書について「低強度ではあるものの  $m/z$  258 のイオンが観察されている」としている点について
- ⑧ 引用している志田意見書の「検察官は、ベクロニウムが LC の移動相の影響などで分解ないし開裂する可能性を指摘している」については、どのように理解しているか。

ベクロニウムについて、LC の移動相の影響による開裂の可能性と、イオン化の段階での開裂の可能性について

- ⑨ 「志田意見書添付の ESI-マスマスペクトルには  $m/z$  557 及び  $m/z$  258 以外の複数のイオンが観察されており、これと大いに矛盾した内容である。」などとしているが、その意味。
- ⑩ 鑑定においては、ベクロニウムの未変化体の検出を目的として、ベクロニウムの未変化体の標品を使用して定性・定量分析している。「ベクロニウム標品でも、 $m/z$  258 のイオンを MS1 で検出し、」「ベクロニウムが脱アセチル体として観察されていたという検察官の主張も誤りではない。」の各意味。
- ⑪ 「化学反応かフラグメンテーションか、両者を区別する意味合いは少ないと思われる。」との意味。

「標的成分由来のイオンでありさえすれば、MS1 でどのようなイオンを選んだとしても目的は達せられる」の意味。

「LC の有無も分析条件としては大いに異なったものである」の意味。

- ⑫ その他、「土橋鑑定書」と「土橋見解」に関連する一切の事項